平成２１年（フ）第３５号
大分県中津市大字高瀬311番地の１　貝尻住宅７号
債務者　桝田　洋一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４８号
大分県宇佐市大字辛島42番地の１
債務者　松永　和幸
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第４９号
大分県中津市大字中原字神出18番地、住民票上の住所大分県中津市大字中原21番地の１
今西アパート２号
債務者　髙見　幸治
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２１年（フ）第６２号
秋田県にかほ市黒川字三嶽前５番地１
債務者　相庭　昌子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第８２号
石川県小松市千木野町ワ１番地１
債務者　打越　賢一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１３４号
福井県鯖江市戸口町第20号14番地
債務者　野原みゆき
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４１号
福井県鯖江市下河端町第56号３番地
債務者　森　　清範
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１号
福井県鯖江市下河端町第61号41番地１
債務者　森　　清和
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７８号
福井県勝山市平泉寺町大渡第27号４番地
債務者　竹内　秀光
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
福井県福井市中荒井町507番地
債務者　木村千鶴子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
長野市大字高田422番地２田中ハイツ305
債務者　青沼　洋一
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
長野県中野市大字越806番地
債務者　髙橋　牧夫
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
長野市安茂里小市１丁目13番36号　大成アパート102号室、前住所長野県北安曇郡白馬村大字北城836番地123
債務者　眞島　由香
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２２号
長野市大字大豆島1613番地ソイビーンN202、前住所長野市稲里町中央２丁目11番５　２号メゾンＡＯＫＩＢ
債務者　片岡　大輔
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８号
長野県須坂市墨坂南３丁目８番９号
債務者　桜井　　功
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
長野市三輪２丁目４番13号　丸山ハイツ１号
債務者　菊池　　功
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
長野市大字富竹738番地３北條賃家・１
債務者　花田　順子
１　決定年月日時　平成21年７月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係